資料２

第２１期文化審議会著作権分科会基本政策小委員会
（第２回）　ヒアリング資料一式

資料２－１　日本放送協会 御発表資料・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

資料２－２　EPAD 事務局 御発表資料・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

資料２－３　株式会社 ドワンゴ 御発表資料・・・・・・・・・・・・・・　１２

資料２－４　一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 御発表資料・　１７

資料２－５　公益社団法人 日本文藝家協会 御発表資料・・・・・・・　２４

資料２－６　株式会社 NexTone　御発表資料・・・・・・・・・・・・・　２７

資料２－７　一般社団法人 学術著作権協会 御発表資料・・・・・・・　２９

資料２－８　一般社団法人 日本映画製作者連盟 御発表資料・・・・・　３２

資料２－９　一般社団法人 日本動画協会 御発表資料・・・・・・・・　３４

資料２－１

ＤＸ時代に対応した著作権制度・政策の在り方について

2021年8月24日
日本放送協会

NHK

利用円滑化による適正な対価の還元

NHK

著作権制度の役割とＮＨＫの取り組み

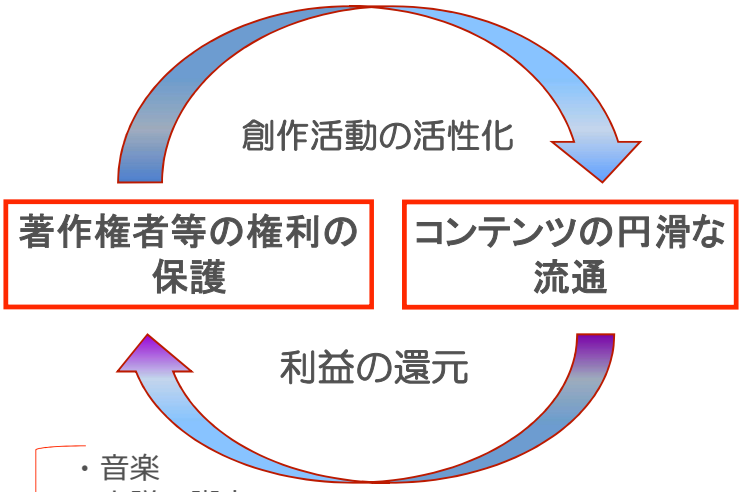

・音楽
・小説、脚本
・実演家（俳優・歌手等）
・市販ＣＤ
・美術作品
・写真　　等

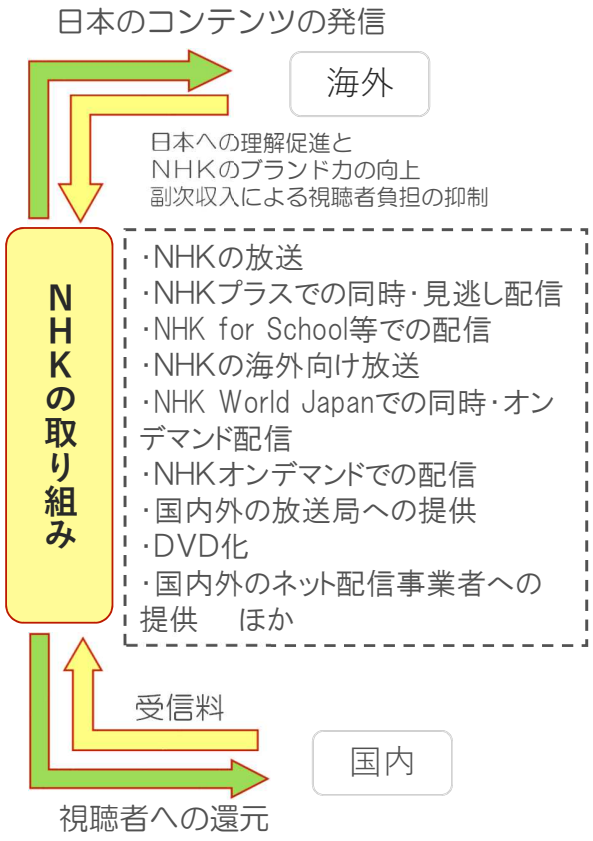

① 海賊版の問題

NHK

コンテンツ流通の主流はインターネット配信

◆ 大量のコンテンツ流通が可能

人々の「多様なコンテンツを楽しみたい」という要望に答えることができる

☞ 過去の放送番組（アーカイブスコンテンツ）の活用が要望されている

◆ 国境を超えた侵害行為の横行

海賊版や違法配信の受信を可能にする安価な機器の流通

☞ 違法対策のためにも**正規版のコンテンツの流通を迅速に進めることが必要**

2

② 権利処理コストの問題

NHK

過去の映像資産を活用したいが…

課題：

- 過去の放送番組の活用には権利処理にかかるコストの問題が大きい

⇒ 著作物等の著作権使用料だけでなく、権利処理のための人件費等のコストが大きく、ビジネスとして「見合わない」と判断されることも。

原因：

- 日本では集中管理が進んでいない分野が多い
- 不明権利者（孤児著作物）

海賊版は権料も権利処理コストも不要

3

② 権利処理コストの問題

NHK

権利処理コストの削減が不可欠

過去の放送番組をインターネット配信しようとすると…

＜必要な作業＞

- 権利台帳の整備
- 権利者団体で権利処理のできる著作物等とそれ以外の仕分け（著作権だけでなく、人権などプライバシーへの考慮）
- 権利者団体への利用申請
- 個別権利者の確認、使用交渉
- 不明権利者の対策（裁定制度など）

＜一度で終わらない権利処理作業＞

- 権利を買い取ることは少ないため、長期配信の場合は「更新作業」が必須
- 権利者団体への帰属や所在は「流動的」

過去番組の配信には手間もコストもかなりかかる

権利処理コスト削減のための対策案 ① 裁定制度の改善

NHK

裁定制度については、これまでもかなり改善が図られてきているが、これ以上の改善は難しいのではないか。また、そのほかにも次のような課題がある。

- 申請のデジタル化による手続きに要する時間短縮の必要性
- 権利者が判明しても還付手続きが煩雑。１人当たりの補償金の額を考えると、法務局に行って手続きをしてもらうことは難しい
- 供託した補償金が権利者のために活用される制度となっていない
  - ✓ 権利者が現れなければ国庫に収納
- そのほか
  - ✓ 放送事業者の設定する使用料について、日ごろ付き合いのない、その分野の団体に確認することを求められるなど、補償金の額で断念せざるを得ないことも
  - ✓ 著作権情報センター(CRIC)のHPに不明者を有料で掲載することが必須だが、当該分野の権利者団体のHPへの掲載のほうが効果が高いのでは？

加えて、

■ 個人情報保護の強化、保護期間延長によりますます相続人把握が困難に

→ **裁定制度による対応はますます困難に** → **新たな対応が必要か**

権利処理コスト削減のための対策案
② 拡大集中許諾制度

NHK

裁定制度では不明者を探索する相当な努力が求められているが、個人情報の保護が強化される中で、利用者による探索はますます困難になってきている。そのため、権利者団体が中心となって、当該分野の権利者の情報を集中管理していくことが必要となってきている。

拡大集中許諾制度の導入を視野に

権利者団体による集中管理の促進 ⇄ 拡大集中許諾制度の導入

- 放送した番組の再放送やネット配信、その他の二次利用にあたって、不明権利者、アウトサイダーの課題を解決するのに有効
- しかし、日本の場合は集中管理が進んでいる分野が少ないことから、まずは集中管理を促進する方策を検討することも必要

権利処理コスト削減のための対策案
③ 登録の制度

NHK

団体管理以外は登録制度の導入を検討しては？

データベースの更なる整備を含め、すぐに権利者にたどり着く・権利者の意思がわかる、何らかの登録制度を検討しても良いのでは。

音楽使用報告におけるフィンガープリント技術は有効に機能している

☞ **音楽分野以外でのデジタル技術導入の可能性はないか**

- ✓ 顔認識技術による出演者のピックアップ
- ✓ 音声認識技術によるインタビュー内容の確認

8

文化庁ヒアリング

大規模配信事業を通じて見た可能性と課題

2021年8月24日

EPADとは？

EPAD事業概要

- **公演映像**の アーカイブ化・配信可能化事業
- **戯曲**の収集とデジタル化
- **舞台美術資料**の写真、デザイン画等の収集とデジタル化
- スタッフ技術 **Eラーニング動画**の 制作・教育連携

データの流れ

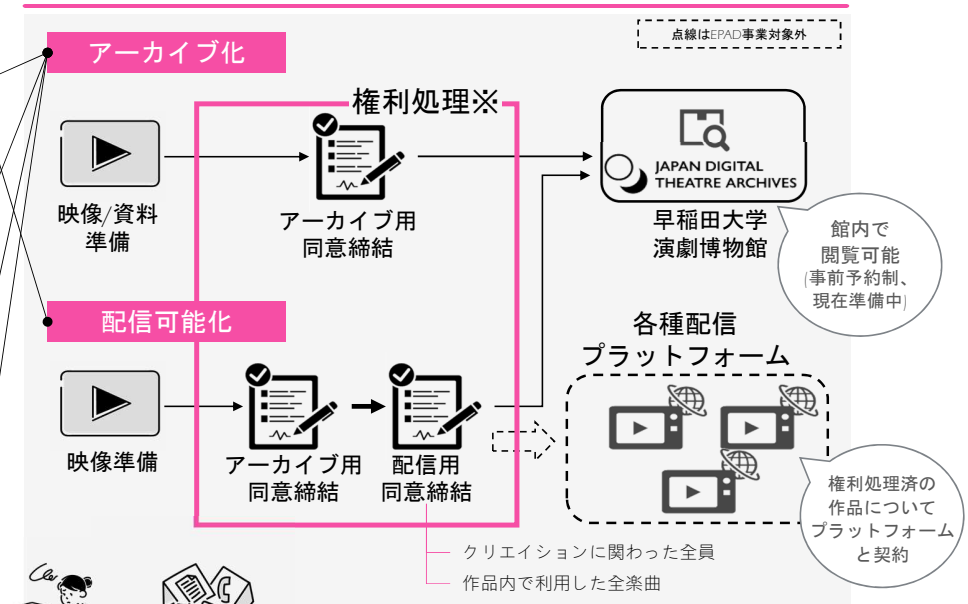

※これまで、権利処理が煩雑で団体が独力で対応することが難しく、映像が死蔵されてきた。
（EPADが配信可能化のために同意締結した人数は、1作品平均9.3人、最大56名。加えて楽曲ごとの処理も行なった）

2

EPADの立ち上がりと、その経緯

目の前で苦境にいる現場の人たちを、短期間でいかに効果的に救済するかを優先して検討。

EPAD事業で目指したこと

対価の素早い還元
COVID-19で直近の仕事を失い、今まさに経済的苦境に立たされている人を救う

権利処理の徹底
権利処理を専門家がサポートすることで配信利用を促進する

作品の未来継承
2001年からデジタルアーカイブを進める早稲田大学演劇博物館へ収蔵の上、情報検索サイト(JDTA)を制作し、文化財としての価値を再認識させ未来に継承する

EPAD事業　進行実績

- *2021.3* 全作品の権利処理と対価の支払いの完了
- *2021.2* EPADポータルサイト＆JDTA　OPEN
- *2020.11* 協力団体決定、映像収集及び権利処理の開始
- *2020.10* EPAD事業説明会実施 協力団体公募開始
- *2020.9* EPAD事業採択
- *2020.8* 文化庁公募開始 寺田倉庫と緊急事態舞台芸術ネットワークが共催で申請
- *2020.5* 緊急事態舞台ネットワーク設立

3

令和2年度実績(1/2)

美術作品についてはGoogle Arts & Cultureなどさらに広い活用を視野に入れている。

	目標本数(モデル事業含む)	実績
公演映像の アーカイブ化・配信可能化事業	合計　900 (うち配信200)	合計　1,283 (うち配信291)
戯曲の収集とデジタル化	900	553 (13名、84公演にわたる)
舞台美術資料の写真、デザイン画等の収集とデジタル化	700	2,500
Eラーニング動画の 制作・教育連携	35動画 (1団体、7部門)	63動画 (2団体、7部門)

映像提供団体へ支払った権利対価　合計　5.4億円

事業費の　72%　を現場へ還元

4

令和2年度実績(2/2)

1960年代以降の映像を幅広く収集できたほか、権利処理への意識醸成の契機にもなった。

収集作品例

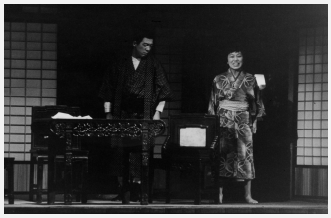

1961年　文学座
「女の一生」
主演：杉村春子

*写真：文学座

2021年
「ヒプノシスマイク
-Division Rap Battle-」

*写真：©『ヒプノシスマイク
-Division Rap Battle-』
Rule the Stage製作委員

EPADポータルサイト

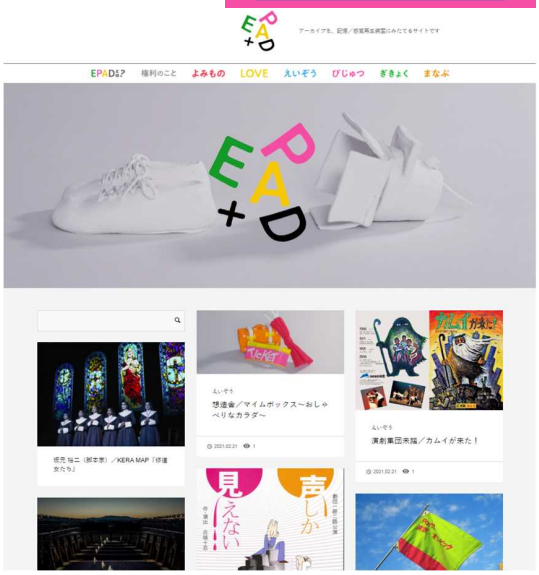

３分映像の視聴及び作品概要(日英表記)をJapan Digital Theatre Archivesで視聴可能にした。Webサイト上からアクセス可能に。

5

EPAD事業の発展と評価

EPADポータルサイト掲載
＝権利処理が完了

と、いうことは…

権利処理済動画のマネタイズ
コンテンツ資産を広く共有へ

事業完了から現在(2021.8)までに創出できた機会

- ✓ **国外配信事業**
  国際交流基金"STAGE BEYOND BORDERS"にて6言語字幕をつけて、国内外に無料配信する事業を共催
- ✓ **海外共同制作への布石**
  例：欧州のオンライン演劇祭へ出品予定(2021年秋)

2020年度DAPCON 産業賞
（奨励賞）受賞

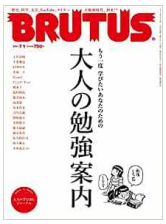

メディア多数紹介

6

どのようにして実現したか？

多くのパートナーからの協力を得て、短期での事業完了を実現。

事業実施体制　詳細

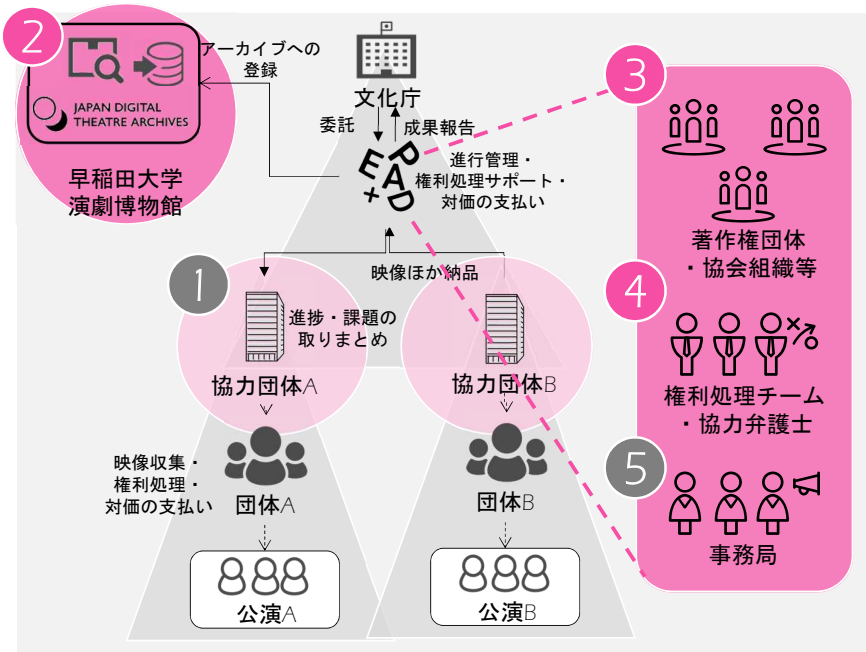

役割

	主体	工夫した点・役割
1	協力団体	• 既存のネットワークを活かした作品収集 • 申請に係る事務処理の代行によるアーティストの負担軽減
2	**早稲田大学演劇博物館**	• アーカイブのプロフェッショナルとしての監修
3	**著作権団体・協会組織等**	(日本レコード協会、MPA、NexTone、日本照明家協会、日本舞台音響家協会、舞台映像協会の協力)
4	権利処理チーム・**協力弁護士**	• 権利処理に係る一切の課題の解消
5	事務局	• 事務局メンバーには舞台の制作者等を配置 • 現場を理解し、現場に寄り添った運営を実施

7

EPAD権利処理の現場から見えた、必要な対応

制作サイドへの啓蒙だけでなく、業界として権利の集中処理体制の構築を視野に入れる必要がある

権利処理の主な可否判定プロセス

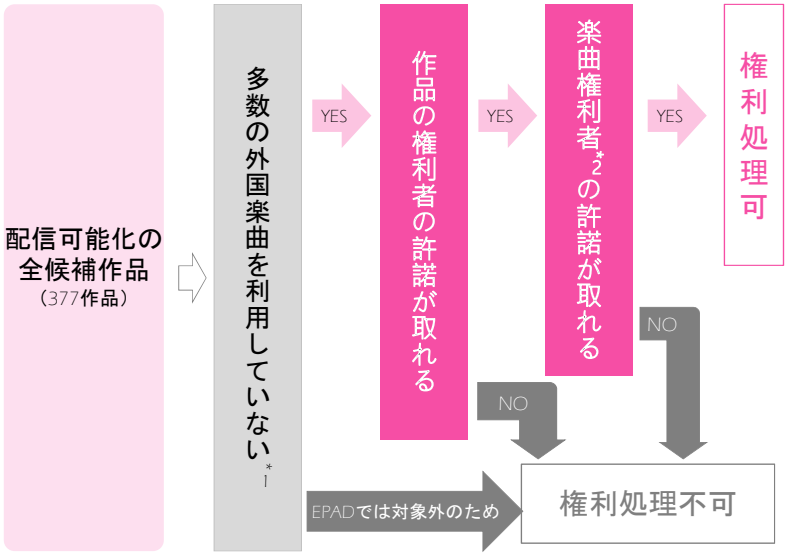

現場から見えたこと

事象	必要な対応
不可の理由１位は「同意が得られない」	• 制作者は、権利者が散逸する前に権利について同意を得ておく
不可の理由2位は「楽曲権利者が分からない」	• イベント開始前に、権利処理を念頭において使用楽曲を検討する
(専任スタッフがいても)権利処理の完了に２週間以上要した作品が８割	• 業界として、効率的に権利処理を行うための情報提供・環境の構築
創作時の知識不足 Ex)**観客の写り込み、携帯着信音、遺書の改訂**	• 制作者への啓蒙、知識の普及

＊１外国楽曲は権利処理難易度が高いため、EPAD事業では外国楽曲を使用した作品は原則対象外とし、数作品のみにとどめた

＊２ 音楽著作権者(作詞・作曲者）と原盤権者に分かれる。日本の楽曲の権利は主にJASRACが集中管理している

8

事業を通じて見えたニーズと可能性

DX対応と、リスク過敏な社会において公演中止のリスクヘッジ策として配信のニーズはますます高まる

課題	現状	EPADで取った施策
権利処理の啓蒙・インフラ化	• 事業を通じ、権利処理に対する意識の不足が明らかに • 配信対価の支払い先、支払方法が不明確であった	• 権利者を整理 • 権利処理ガイドブックを作成 • EPAD事業をモデルとしたガイドラインを明示

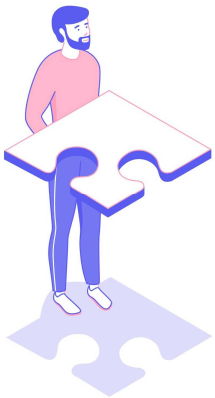
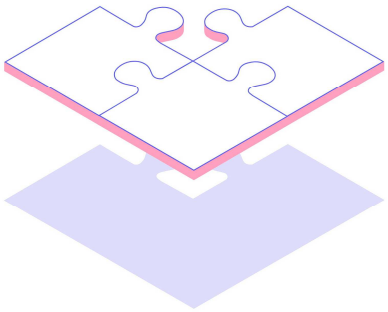
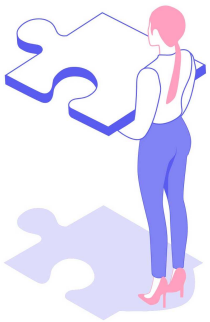

権利処理サポート体制は必須インフラ
✓原盤権許諾の集中管理体制
✓舞台芸術関係者や、舞台映像の権利の集中管理体制

9

コンテンツ資産のマイニングと再生活用

映像は権利処理を施すことで初めてコンテンツ資産に変化する。

今もありかはわかっているのに活用できない映像が塩漬けになっている。

マイニング
映像のデジタルアーカイブ化

新たなマイニング
利益を使って新たな創作
次世代の創作インスピレーションに

移動
サイトや博物館でのデータ共有

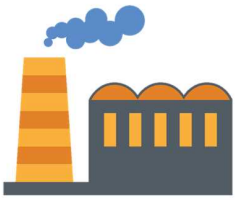

エネルギーへ変換
権利処理で活用可能化

エネルギー供給
配信などでのマネタイズ
社会的文化資産として活用

10

ご清聴ありがとうございました
EAT
+α

資料２－３

株式会社ドワンゴ

ネット音楽利用の課題

～ニコニコでの取り組み～

2021年8月24日

音楽を利用したいシーンが広がっている

ユーザーの表現手段の多様化により、音楽利用のニーズが増えている

創作	イベント	生放送
動画のBGM・挿入歌	DJイベント	生放送のBGM
ゲーム制作・挿入歌	ダンスイベント	演劇配信のBGM

ネット音楽はユーザーの利用で広がる

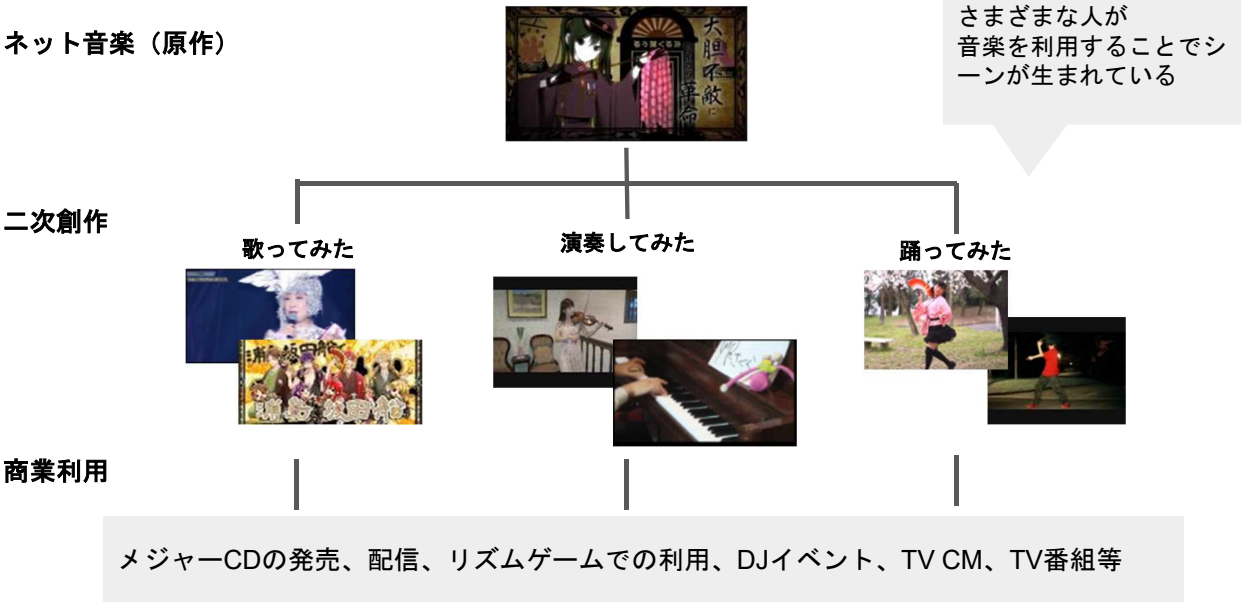

ネット音楽利用における課題と、ニコニコでの取り組み

①ネット音楽の著作者が、自分の楽曲の利用法を指定できない
→著作者が利用法を宣言できる「ニコニ・コモンズ」

②ネット音楽の二次利用者が、その利用を報告できない
→作品の二次的著作物を登録できる「コンテンツツリー」

③広告収入などが二次著作物のみに入り、一次著作物に入らない。
→二次利用に応じて分配を行う「クリエイター奨励プログラム」

④ネット音楽の管理DBがなく、利用者が著作者を把握できない
→音楽の利用を検知できる「ライツコントロールプログラム」

著作者が利用方法を宣言できる「ニコニ・コモンズ」

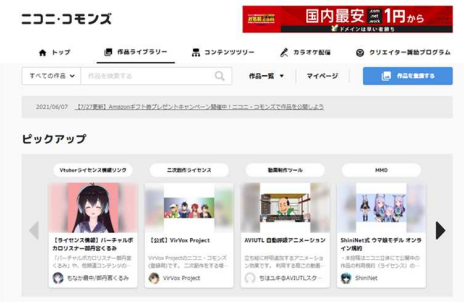

権利者が自分のコンテンツの使用方法を宣言できる

- 利用できるメディアはインターネットのみか、TVなど全メディアか
- 営利利用を許可するか
- 自由文による利用規約の記述も可能

音源や映像・動画などをダウンロードできる

- 素材そのものをDLして、利用できる

作品の利用関係が登録できる「コンテンツツリー」

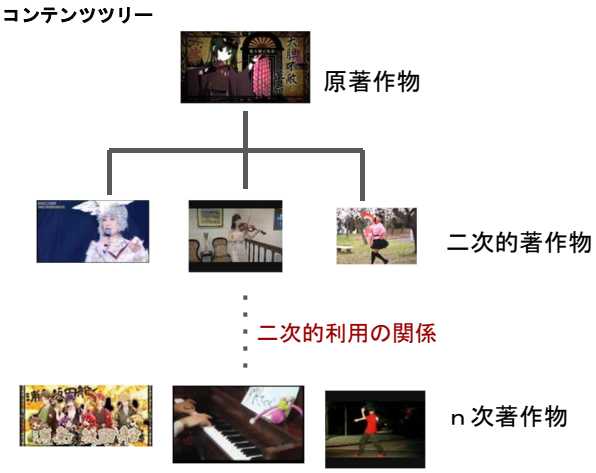

二次創作の関係性をデータベースに登録できる

- 原著作物を元にして創作した作品、さらにそれを元に創作した作品･･･という創作の連鎖の関係性を登録することができる
- 原著作者には二次的著作物が登録されたことが通知され、自分の創作が広まっていく様子を体験できる

二次利用に応じて分配を行う「クリエイター奨励プログラム」

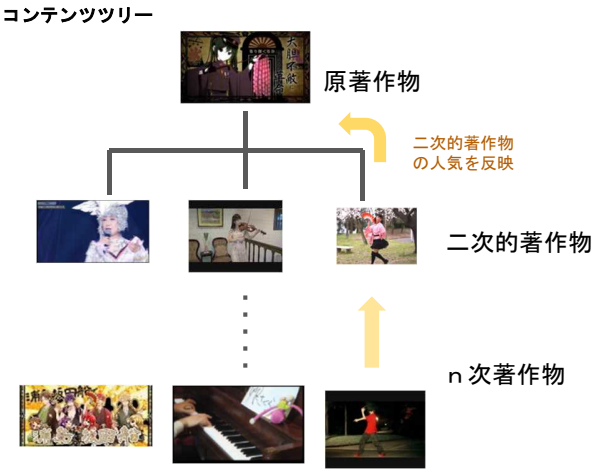

著作者が作品をニコニコに登録して収益化できる

- ニコニコ事業の収益を原資に、登録作品にドワンゴが奨励金を分配する
- 作品ごとの再生数などを元にした人気度によって奨励金を分配する

二次的著作物の人気も、原著作物に反映

- この仕組みを「子ども手当て」と呼ぶ
- 二次的著作物が増えるほど、原著作者への分配額も増加

音楽の利用を検知できる「ライツコントロールプログラム」

音源を照合するフィンガープリント技術により、音楽の利用をプログラムで検知できるサービス
一般流通されている音楽に加え、ニコニコに投稿されたボカロ楽曲すべてで検知が可能

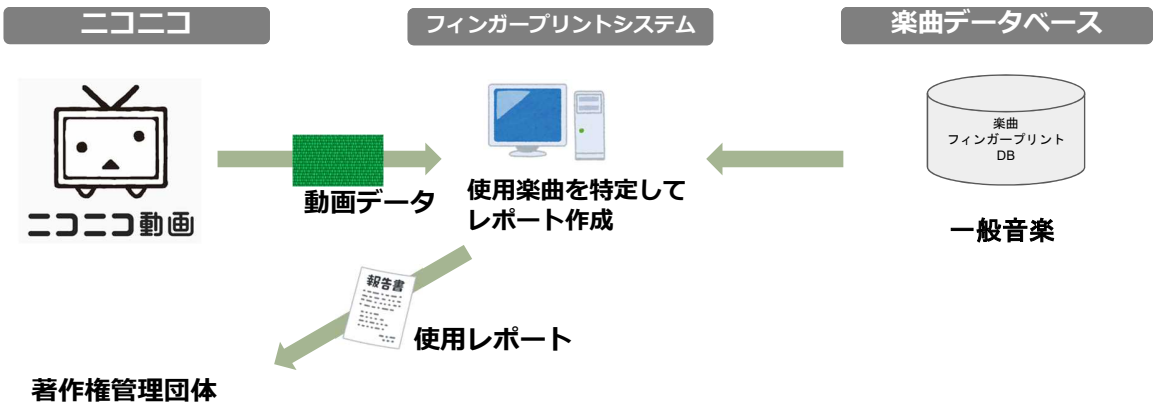

新しい音楽利用の理想的な形

※赤字の部分が、新しく開発・導入する必要のある仕組み

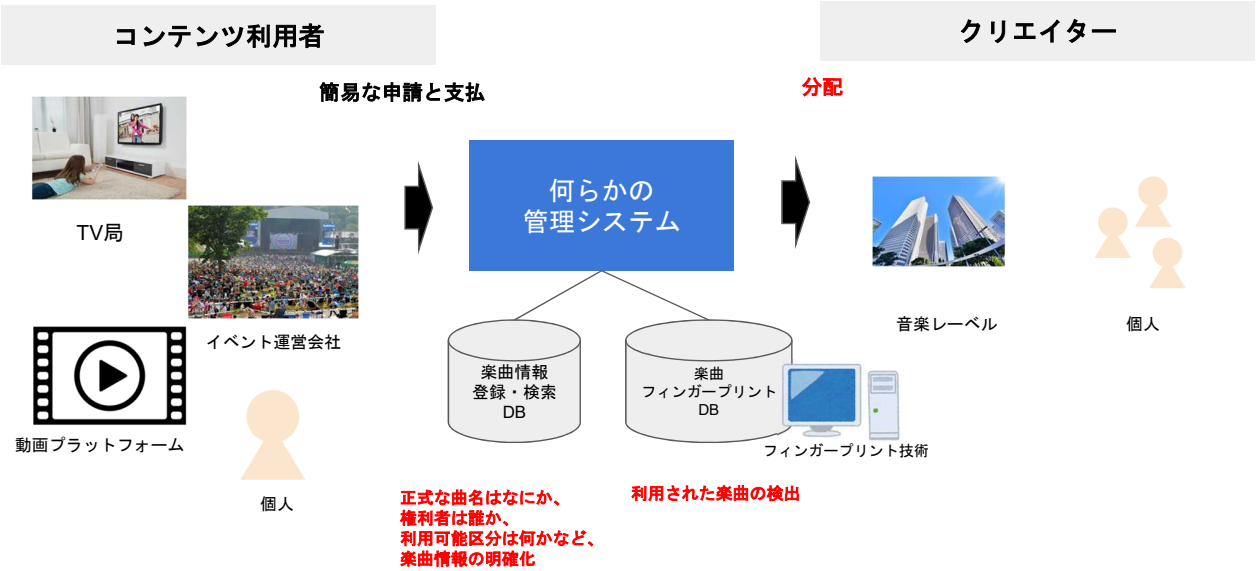

ドワンゴの今後のとりくみ

①フィンガープリント技術のデータベースをネット音楽にも拡充させる

②ネット音楽の作品情報のデータベース化と、作品利用促進のための情報登録窓口の設立の検討

資料２－４

ＤＸ時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

２０２１年8月24日
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
aRma

aRmaの設立の経緯

aRmaは、2009年6月に放送番組二次利用の権利処理を担当する組織として設立。

aRma設立以前は、一般社団法人日本音楽事業者協会（音事協）が非一任型の権利処理を、公益法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（芸団協CPRA）が一任型の権利処理を行い、それぞれの責任において実施していた。

しかし、放送番組のネット配信が開始され、これまで以上の多くの番組が二次利用されることにより、複数窓口による権利処理の煩雑さが課題となったが、非一任型と一任型の権利処理業務においては、かなりの部分共通する作業フローを持つことから、放送実演に係る権利者団体は、それらを統合し、非一任型の権利者団体と一任型権利者団体を合わせた窓口として機能するaRmaを設立して、放送番組の二次利用におけるワンストップサービスを提供することとした。

また２015年には、aRma自らが放送実演に係る著作権等管理事業を開始し、放送実演（映像実演）における非一任型管理と一任型管理を併せて行う、「放送コンテンツの一元的な権利処理」の枠組みが実現。

この枠組みは、ネット配信に係る権利者の権利を切り下げたり制限したりすることにより利用円滑化を図るべきとのネット法・ネット権に代表される議論に対して、権利者側で行える利用円滑化方策として、実演家の許諾権及び事業者の権利を確保しつつ、国策ともいえる放送番組二次利用拡大の要請に応えるものとして提案。

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

aRmaの権利処理

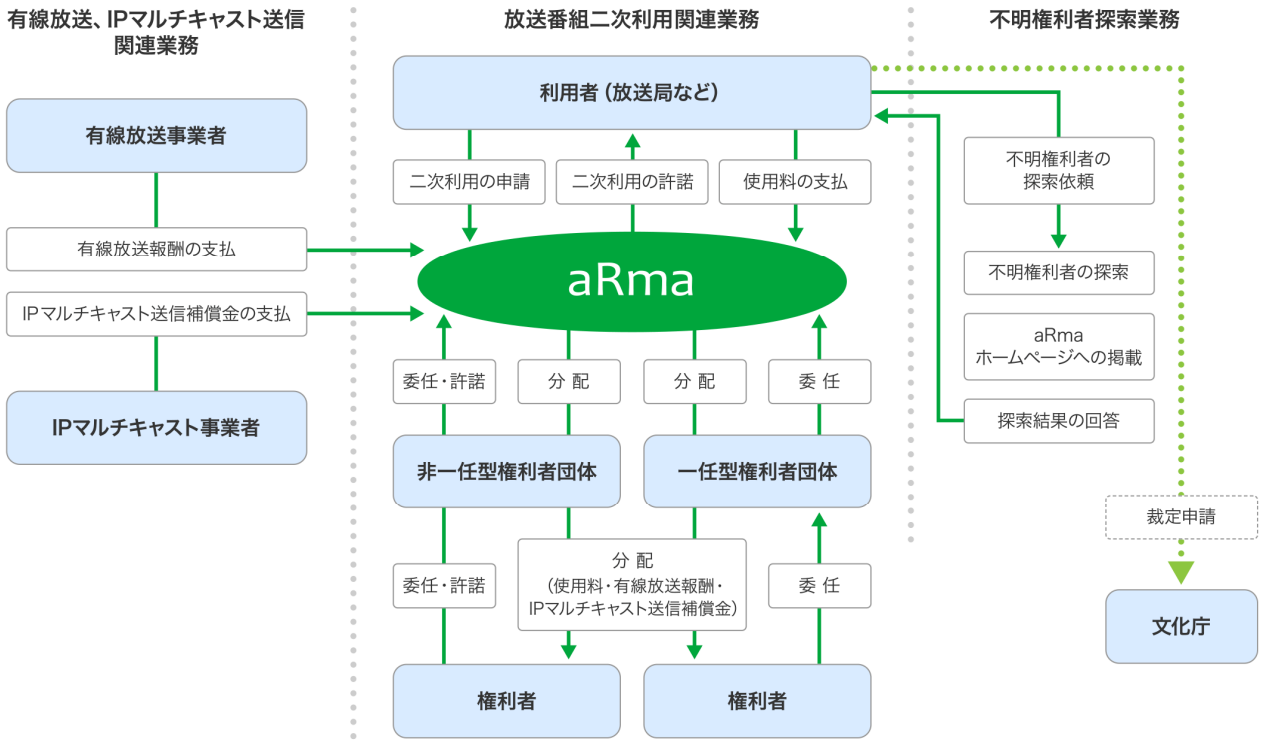

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

aRmaは、ネット配信のための送信可能化を始め、ビデオグラム化、CS放送、BS放送への番組販売、海外の放送局や機内上映の為の番組販売など、放送番組のあらゆる利用形態に対応し、一元化された権利処理を、権利処理システムARMsを通じて迅速に進めている。

aRma　2020年度（2020年5月～2021年4月）管理実績

利用申請件数（全利用形態）	15,013件
権利処理対象実演家数（延べ人数）	585,957人
aRma管理下の実演家数	513,795人
aRmaのカバー率	87.70%

一任型と非一任型をワンストップ化させることによる業務効率化の恩恵は、aRma自らが体現してきたものであり、今後もさらなる集中化と効率化を図っていくことが使命と考えている。

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

「簡素で一元的な処理」を目指すあまり、権利者の権利を迂回縮減することがあってはならない。

aRma設立の背景にある、芸団協CPRAが行う一任型の権利処理と、音事協が行う非一任型の権利処理を一元的に取り扱うワンストップの窓口を設けるとの発想に加えて、関連する権利者団体や放送局がそれぞれアクセス可能な、WEBベースの権利処理システムARMs（aRma rights management system）を開発、運用することで、より簡素で一元的な権利処理を実現。

ただし、その運用においてはそれぞれの権利者の意向をきめ細かに尊重することを重視しており、「円滑化」と「保護」のバランスを満たすものと考える。

とりわけ映像実演については、その露出を一定程度権利者がコントロールすることにより、実演家のパブリックイメージを保全したり、コンテンツの価値を最大化している側面もあり、そこに許諾権が有効に機能していることを無視すべきではなく、利用円滑化一辺倒の議論は危険。

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

複数の権利団体による連携や分野を横断した権利処理の円滑化の取組み

SARTRASとの関係

現在aRmaは、受託団体として映像実演の分配を担当するよう、授業目的公衆送信補償金管理協会SARTRASからの打診を受け、現在協議を行っている。

教育目的補償金の処理の難しさは、利用者である教育機関等の作業負荷の増大に配慮して厳密な利用報告が義務づけられなかった一方で、分配は精緻なものとするよう求められている点にあり、大きな矛盾を内包する。どのコンテンツがどのように利用されたかを確実に収集していくうえで、「DX時代への対応」という文脈の中で、今後先進技術等を活用する中でこの矛盾が解消されていくことに期待するものであるが、そのコスト負担が権利者のみに負わされるべきではないと考える。

共有データベースの整備について

作品に関連する権利者の数が多い実演家の権利処理の場合、「権利者の特定」に多大な労力を要する。映像実演の権利処理に必須となる、実演家の出演実績に関するデータについて、aRmaが管理しているのは「二次利用された放送番組」に限られ、あまねく放送番組において、出演者リストがどのように管理、保持されているかについては不明。

出演者リストについては、放送局の著作権担当者が完成した作品を目視して作成しているなどの話もあることから、今後全番組が同時配信されることを見据えた場合に、こうした分野についても、AIを利用した顔認識技術など、先進技術の導入により一層の拡充が図られていけば、権利処理の効率化はさらに推進されるものと期待。

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

非構成員に対する対価還元について（過渡的受け皿）

他のジャンルに比べて、一つの作品に関与する権利者の数が圧倒的に多い実演家の権利処理に当たっては、非構成員の権利の取り扱いについて、かねてより特段の注意を払って行ってきた歴史を持つ。

過渡的受け皿による非構成員への対応

2006年10月、当時映像の権利処理を非一任型で行っていた芸団協CPRAは、著作権等管理事業法に基づく「放送番組の二次利用の一任型業務」を開始することとなったが、それにあたり、委任者のみの権利処理を行うという著作権等管理事業の性質上、従来行ってきた非一任型の業務に比べて、取り扱える実演家の数が大幅に減少するとの事態に直面する。

結果、事態を重く見た文化庁の強い要請により、暫定措置として、「過渡的受け皿」という方式がとられることとなった。

すなわち、二次利用申請された放送番組の出演者のうちCPRAに委任していない実演家（非構成員）について、

①CPRAはその実演家の委任を取得するよう努力する
②その期間中に発生した使用料はCPRAが預かり委任を得て支払う
③期間経過後に分配できなかった使用料は放送局に返還する

との実務を行った。

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

非構成員に対する対価還元について（過渡的受け皿）

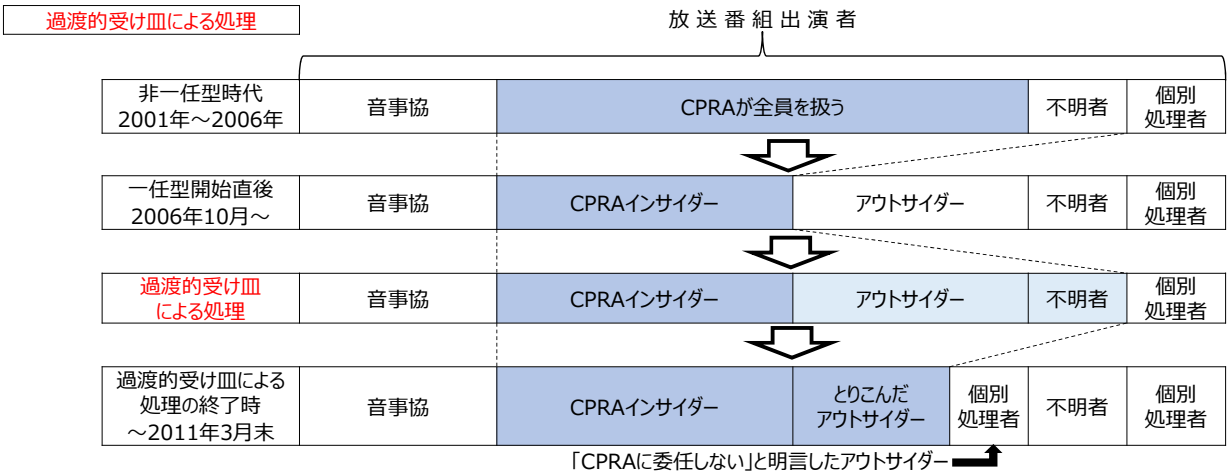

この「過渡的受け皿」によって委任者が一定数増加し、管理事業開始以前の水準に戻るまでこの作業を続けることとなったが、その後、2010年１月1日の著作権法改正により実演家に裁定制度の適用が認められ、さらに2011年１月11日にaRmaが不明者探索業務を開始したことにより「過渡的受け皿」はその役目を終え、2011年３月末に終了となった。

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

非構成員に対する対価還元について（現行実務）

aRmaによる不明者探索

aRma設立後は、裁定制度における「利用者の相当の努力」をaRmaが代行し、そこで所在が判明した権利者についてはaRma管理下へと勧誘を行い、勧誘を拒否したり、所在が判明しなかったりした権利者については、放送局が個別処理または裁定制度の適用を受けて処理を行う実務がすでに定着している。

【不明者探索及び委任取得状況】		番組数			実演家数			判明数	不明者数	委任取得状況		管理外(個別)(委任意思無し)
	※年度はaRma年度 5/1～翌4/30	送信可能化	ビデオグラム化	依頼番組数合計	送信可能化	ビデオグラム化	実演家数合計			委任取得合計	委任取得率	
	2011年度	171	37	208	1,864	229	2,093	682	1,411	620	90.9%	62
	2012年度	142	28	170	1,128	142	1,270	395	875	333	84.3%	62
	2013年度	83	31	114	557	159	716	184	532	116	63.0%	68
	2014年度	103	31	134	535	391	926	280	646	81	28.9%	199
	2015年度	81	24	105	489	144	633	238	395	82	34.5%	156
	2016年度	85	25	110	629	334	963	262	701	83	31.7%	179
	2017年度	105	24	129	419	234	653	189	464	108	57.1%	81
	2018年度	102	42	144	297	207	504	233	271	111	47.6%	122
	2019年度	87	23	110	231	102	333	129	204	62	48.1%	67
	2020年度	113	18	131	176	150	326	136	190	68	50.0%	68
	合計	1,072	283	1,355	6,325	2,092	8,417	2,728	5,689	1,664	-	1,064

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

非構成員に対する対価還元について（再放送）

「再放送の同時配信」について

今回の法改正において、映像実演について新たに権利制限の対象となる非構成員（被アクセス困難者）は、「再放送の同時配信」を行う場合に限定されると考えられる。

そもそも地上波の再放送の報酬請求権においてすら、NHKと民放における取り扱いの差異等があり、これまでは集中的に管理されていない実態がある。

今回の法改正により、「再放送」及び「再放送の同時配信」が行われる場合に関連する権利は以下の3種類に類別されると考えられる。

①地上波の再放送	⇒	報酬請求権
②再放送の同時配信のうち権利制限の対象とはならないもの（集中管理下やプロダクション等による意思表示があった権利者）	⇒	許諾権
③再放送の同時配信のうち②以外の権利制限の対象となるノンメンバー分	⇒	報酬請求権

今後指定される指定管理団体が、③のみを取り扱うことはコスト的に非現実的であることから、今後これらをどのように集中管理の枠組みに一体的に収めていくかについて、十分な検討と協議が必要。

今後これらを集中管理しようとする場合、「再放送」ならびに「再放送の同時配信」に係る権利処理に必要な出演者等の情報が放送局から提供されることが前提。

法の要件を満たすために生じる作業負荷やコスト増について、専ら権利者側に転嫁されるような事態は避けていただきたい。

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

いわゆる拡大集中許諾制度について

芸団協CPRAの時代に行われていた「暫定受け皿」の業務も、aRmaが現在行っている不明者探索業務も、いずれも「拡大集中許諾制度」に期待されるものと同じニーズに根差すものであり、他のジャンルに比べて、作品に関与する権利者の数が多い実演家の権利処理において、拡大集中許諾制度は一定の合理性を持つ仕組みではないか。

「ノンメンバー」の権利制限に着目した著作権法の令和3年改正も、同じ趣旨を持つものとの理解が可能であるが、ノンメンバーのみの権利処理を切り出していずれかの団体（指定管理団体）に担わせるとしても、ノンメンバー部分のボリューム単体で業務が成立するかははなはだ疑問であることから、より集中化を進めるとの意味合いからは、むしろ拡大集中許諾制度そのものの導入も視野に入れて検討していく余地はあるものと考える。

一方で、分配できなかったノンメンバー分の分配金の処理方法については、導入済みの国においても各国各様であり、わが国が導入するにあたっては、わが国の実情等に照らした方法となるように十分な検討が必要である。

ただし、「権利処理の簡素化」の名のもとに、ノンメンバーの権利をただ迂回縮減することを目的として導入が検討されるのであれば、賛同できない。

以上

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

■法人の概要

◆ 名称　一般社団法人　映像コンテンツ権利処理機構
audiovisual Rights management association
（略称：aRma［アルマ］）

◆ 設立　平成21年（2009年）6月

◆ 所在地　〒107-0061　東京都港区北青山2-11-10　青山野末ビル301

◆ 目的と事業
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）は、映像コンテンツの二次利用に係る円滑な権利処理を実現することにより、デジタルネットワーク上のコンテンツ流通の促進と、これによる実演家への適正な対価の還元の実現に寄与することを目的として、次の事業を行う。

（１）映像コンテンツの二次利用に関する許諾申請の窓口業務、その他二次利用に係る手続き処理
（２）映像コンテンツに係る不明権利者の探索、通知
（３）映像コンテンツの二次利用に係る収益配分の在り方に係る調査研究
（４）映像コンテンツの権利処理に係る理解促進、啓発
（５）映像コンテンツの二次利用に係る報酬等の徴収、分配
（６）前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

■社員、役員

◆ 社　員　一般社団法人　日本音楽事業者協会（音事協）
公益社団法人　日本芸能実演家団体協議会（芸団協）
一般社団法人　日本音楽制作者連盟（音制連）
一般社団法人　映像実演権利者合同機構（PRE）
一般社団法人　演奏家権利処理合同機構MPN

◆ 役　員

理事長	瀧藤　雅朝	（音事協会長）
理　事	中井　秀範	（音事協専務理事）
	岩崎　加允美	（音事協理事）
	小野田　丈士	（音事協理事）
	菅井　敦	（音事協理事）
	池田　正義	（音制連常務理事）
	近藤　正司	（音制連常務理事）
	吉岡　健	（芸団協CPRA）
	小野　伸一	（PRE代表理事）
	木谷　真規	（PRE理事）
	椎名　和夫	（MPN理事長）
	伊東　達郎	（常勤）
監　事	錦織　淳	（音事協顧問弁護士）
監　事	藤原　浩	（芸団協顧問弁護士）
監　事	龍村　全	（音制連顧問弁護士）

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

資料２－５

ＤＸ時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：公益社団法人　日本文藝家協会

１．分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

■　ＤＸの深化に伴うコンテンツの爆発的増大と利用の多様化に対応するため、著作権者の意思に基づいた権利の集中管理を推進することは重要と考える。

■　文章を書き記すことは人類普遍の行為であり、文芸分野に於ける委託者のフロンティアはあまりにも広大であるが、まずは業として著述活動に従事、または日常的に執筆活動で対価を得ている方およびその権利者を対象に委託者を増やすべく努力を続けている。

■　現状の委託者は物故者も含め、約３，８００人。少数ながら当協会に著作権を譲渡・移転する例もある。

■　文芸作品の範囲は幅広く、利用目的も多岐にわたるため、何を基準に管理率を算出するかが問題となるが、例えば学校教育における国語科目の入試問題、学習参考書・副読本・問題集等の教育目的については塾・予備校での利用も含め、適法な利用の３分の１程度をカバーしているといわれる。

２．簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

■　多くの著作権者の意思に基づいた一元的な権利処理スキームの実現はバリューギャップの軽減に繋がりうるものと期待される。時に独善的で高圧的な巨大プラットフォーマーの振る舞いに対して、管理著作物のボリュームを背景に著作者・著作権者の立場を保全し、本来得られるべき安定的で適切な対価の確保を図ることで創作のサスティナビリティの強化に資する。

■　先述のように文芸作品は娯楽から学術、故事から最新の知見、或いは極右から極左までとあらゆる領域を対象としており、利用の態様について、それぞれの作品ジャンルごとに長年にわたって培われてきた慣習や各作品に特有の事情が存在する。それらすべてを一つのルールのもとにコントロールすることによって、文芸作品が築いてきた広がりや自律性を毀損する結果とならないよう十分に留意する必要がある。

３．複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

■　著作権等管理事業法の立法の理念は、同一分野において複数の管理事業者が切磋琢磨することで権利者・利用者双方にメリットがもたらされ、その結果として全体の利益の最適化が図られるというもので、その前提の範囲内、即ち権利者・利用者双方に資する目的であれば権利者団体間でコラボレートすることは理にかなうと考える。

■　著作物の種別によって作品の識別に必要な属性は全くと言っていいほど異なる。それらを一つのデータベース構造に無理やり当て嵌めて管理することが不可能であることは議論の余地はない。一方で、ＡＰＩを活用した利用者向けＤＢポータルの構築や共通の問い合わせ窓口の開設は著作物利用の円滑化に資すると思われる。ただし、多くのユーザーが満足できるレベルのものを造るには相当の開発コストが必要であり、また常に情報を更新しつつ、安定的に運用するには長期的な資金の裏付けが不可欠となる。現実の問題として、早期の実現には公的資金の投入を視野に入れるほかない。

４．非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

■　前提として、著作権管理事業は管理委託約款に基づいて著作権者と管理委託契約を締結。その上で使用料規定に従って利用を許諾し対価を徴収する。それらを契約に定められた通りに委託者へ分配するスキームであり、その限りでは管理事業者は非委託者に対しては関りを持ちえない構造となっている。一方で当協会は公益団体あり、文芸文化振興のために非営利事業として著作権管理業務を行っている。協会員に限定することなく広く著述･文筆関係の方々に向けて著作権管理に関わるサービスを提供し、非会員に対しても協会員と区別のないリーズナブル条件で受託している。

■　協会員ではなく委託者でもない非構成員にも文芸作品利用に伴う対価還元を行っていくことは今後、公益社団法人として取り組むべき課題の一つであると考えるが、そもそも著作権者には委託しない自由が保障されており、現状はそれぞれに委託していない事由（自己の作品の利用許諾を他人任せにしたくない等）が存すると判断されるべきで、まずは各著作権者の意思と矛盾することのない方策があり得るのか検討の必要がある。その場合も管理コストの増大等、既存の委託者の不利益とならないことが前提となる。

■　仮に何らかの形で非構成員へとウイングを広げるとしても、当面は商業作品、つまりコマーシャルベースに創作され、或いはマーケットに投入されたものに限定し、ＵＧＣまで対象とはしないことが現実的。また本目的に限った上で、個人情報保護法の例外規定を設定するなども措置も必須と考える。加えて本来、利用者が負うべき権利者の探索や事務処理に付随するコストを権利者団体に転嫁することがあってはならない。

５．いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

■　拡大集中許諾は（制度設計の内容にもよるが）権利委託を行わないと判断した著作権者から許諾権を奪い去る結果となり、その影響について慎重に検討する必要がある。

■　他にも文芸作品にあっては、自己の確信に適合しなくなった作品や時代とともに基準が変化する差別表現を含む作品の扱い、時評や報道おける実名記述（逮捕後に不起訴または無罪となった等）の問題、いわゆる忘れられる権利への配慮等、クリアしなければならない多くの課題が存在する。

６．その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

■　今次基本政策小委員会のテーマであるＤＸ時代に対応したコンテンツの利用円滑化・権利保護、適切な対価還元方策がスコープしている対象は、もっぱら第三者による既存作品の再利用・二次利用に関する事項に留まっているが、ＤＸ時代に対応した著作権制度・政策の在り方を検討するのであれば、まずはＤＸが新規作品の創作に寄与するために求められる施策やＤＸを創作活動の持続可能性の基盤強化に役立てる方策から議論をスタートするべきと考える。

■　我が国の豊かなコンテンツを世界に発信していくためには、ビジネスの互換性を担保する意味でも、権利保護の水準を国際標準レベルに確保しつつ、曲りなりにもこれまで自律的に発展してきた日本の文化芸術めぐる環境の維持に多くのリソースを割くことが望まれる。そのためにも創作の現場のニーズに即した資金投下やメガプラットフォーマーの横暴を許さない仕組の導入が急務である。

資料２－６

ＤＸ時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：株式会社 NexTone

１．分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

音楽分野においては複数管理事業者における集中管理の仕組みが既に整っており、市場に流通している作品の多くが当社または JASRAC において管理されている。

[参考データ]2021 年 6 月末管理作品数

オーディオ	139,430
ビデオグラム	208,013
ゲームソフト	164,987
映画録音	199,238
広告目的複製	174,214
ｲﾝﾀﾗｸﾃｨﾌﾞ配信	219,912
放送・有線放送	162,283
出版	100,180
貸与	145,036
業務用通信ｶﾗｵｹ	149,236
管理作品全体	236,999

２．簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

□期待

・　コンテンツの利用拡大に伴い収益が増加する。
・　各種データの統合の際にデータクリーニングが行われ、データの不備や不整合が改善される。
・　データの受領ルートが統一されるため、許諾・請求業務の効率が向上する。

□懸念

・　スキームによっては各管理事業者における業務・サービス・規定等の幅が狭まり、事業者間における競争を制限する可能性がある。
・　データに不備が発見された際や修正が必要な際に円滑な対応が可能であるか。
・　各団体における個別判断やイレギュラー事案に対応できるか。
・　利用割合の正確性が担保されるか。
・　利用実績報告の精度が担保されるか。
・　各分野を横断したデータベースやフォーマットの統一が必要。

３．複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

・　一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（MINC）に参加し、統合データベースの構築を進めている。 ・　一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会からの補償金の受領を検討中。

４．非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

・　著作権管理事業において、契約委託者のみに使用料を分配している。 ・　非構成員に対しても対価が還元されるべきではあるが、意思を持って自己管理形態を採用している権利者・作品も存在するため、慎重な検討が望まれる。

５．いわゆる拡大集中許諾制度について

・　運用主体の選定 ・　運用コストの捻出 ・　制度の対象となる利用形態の選定 など課題は数多く、慎重な議論が行われることが望まれる。

６．その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

資料２－７

ＤＸ時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人 学術著作権協会

１．分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

- 当協会は、国内の学協会が発行する自然科学系を中心とした学術著作物の権利を管理しており、学会名鑑を基とする学協会のカバー率は約 34%（2019 年 3 月）である。また、海外は学術分野に限らずテキスト・イメージの分野を網羅的に管理する複製権管理団体と 35 の双務協定を締結しており、日本で利用頻度の高い海外の出版物などは概ね網羅的に管理していると考えている。
- 当協会はこれまでも集中管理の促進に向けた取り組みを継続しており、集中管理の促進について基本的に賛成の立場である。
- 国内の学協会はその規模もさまざまであり、著作権処理の仕組みに精通した人材が不在であるケースも多いため、当協会が、今後、さらなる集中管理を促進するためには、より一層の周知啓発が必要と考えており、セミナーなどによる情報発信機会を増やしているところである。

２．簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

- 学術分野に限るのであれば、例えば、拡大集中許諾制度を導入することにより、これまで著作権処理の仕組みに精通した人材が不在であるため著作物の利用や対価還元が十分でなかった学協会の著作物の利用性が高まるとともに適正な対価還元が行われ、さらには集中管理の促進にもつながる可能性があるため、メリットは少なくないと考える。
- ただし、管理事業者としての実務上は、一部の利用者や非構成員との間では、先方に著作権処理に精通した人材がいないが故に徴収・分配がスムーズに進まないケースや、トラブルの原因になることが懸念され、一元的な権利処理の導入から当面は事務コストが嵩むことを危惧する。
- 一元的に権利処理をする場合、対象となる利用行為によって、既存のライセンスの成熟度や市場性がかなり異なることが想定されるだけでなく、著作物分野毎に求められる利用の態様要件が異なることも踏まえると、一元的な権利処理に集約するのは非常に困難であるため、導入するとしても個別 ECL のように個別具体的な導入を検討すべきと考える。例えば当協会においては特に民間企業における利用（研究開発利用も含む）については米国 Copyright Clearance Center とのパートナーシップの下で Multi National License（本社のある国・地域だけでなく子会社、関連会社及び工場のある国・地域を含め一括で著作権処理する契約）を展開しており、既存のライセンスモデルとの競合に係る調整等において困難を極めることを危惧する。
- また、制度設計上、海外の権利者の利益を考慮しているかという点について懸念があり、学術文献に関して言えば、圧倒的に海外出版社が権利者となっており、海外著作物も一元的な権利処理に含めるのであれば、海外著作物の権利者からも広く意見聴取が必要であると考える。

３．複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- 当協会では、国内は 932 の団体から 7,318 点（タイトル数/2021 年 3 月末日）、海外は 35 の国・地域と双務協定を締結し 4,482,111 点（同上）の著作物の権利を受託しており、それらを独自にデータベース化し、利用者が検索することを可能としている。特に海外のテキスト・イメージ分野の著作物に関するデータベースは諸外国においても整備できている団体は少なく、世界複製権機構（IFRRO）を通じて、各国の団体より問合せを受けている。
- ただし、年々整備コストは増加しており、権利処理の円滑化に向けた取り組みを発展させるためには、諸外国と比較して低廉な使用料体系を改善していく必要もあると考える。
- 権利者情報を集約する大規模 DB の構築等、集中管理の促進は望ましいが、分野毎に管理団体が複数存在し、非構成員も多数存在するという点や、分野毎に権利者が管理する情報が異なり、また、ユーザーが求める要件が異なることを考えると、分野毎にデータベースを構築し、横断的な検索サービスを構築した方が合理的と考える。更に、技術の進歩も考慮すれば、写真などの場合では、画像検索技術のニーズが見込まれる一方、テキスト著作物では画像検索よりも音声認識技術の方がニーズが高いと思われる。いずれにせよ、現時点ではまだより深い議論を必要とする段階と考える。

４．非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- 当協会は海外の管理団体より当該国において徴収され送金される日本の著作物の使用料に関して、当協会に未委託の権利者（非構成員）については、HP に公開するとともに、可能な限り権利者探索を実施し、使用料分配および管理委託を進めており、対価還元に積極的に関与している。
- 非構成員においては、コンテンツ利用への対価還元が第一のメリットであり、対価を受けることで非構成員自身が改めて著作権に目を向ける機会となることもメリットと考える。当協会は、対価還元とともに非構成員へ委託を働きかけることで、集中管理促進の一助となると考えている。今後は、授業目的公衆送信補償金にかかる分配業務受託団体としても、同様に対価還元および権利受託に努めることを予定している。
- 著作権に詳しくない非構成員への対応については、著作権に係る知識の粒度に差があり、刊行をアウトソーシングしている団体もあることなどから、実務的には、権利関係の判明に時間を要することも多い。当協会としては、著作権関係のセミナー等を開催し啓発活動に努めるとともに雛形として利用可能な著作権関係の規定を提供するなどしている。

５．いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

- 拡大集中許諾制度は、学術分野においては、著作権処理の仕組みに精通した人材が不在であるような学協会の著作物の利用性を高めるとともに対価還元を促進し、さらには集中管理の促進にもつながる可能性があるため、メリットは少なくないと考える。
- ただし、一元的に権利処理をする場合、２の回答にて述べたように、対象となる利用行為や著作物分野によって、既存のライセンスの成熟度や市場性がかなり異なることが想定されることから、いわゆる個別 ECL のように個別具体的な導入を検討すべきと考える。また、ECL の議論で重要な点は、ECL は Extended Collective License であり、既存の Collective License（包括ライセンス）が既に存在し、多くのステークホルダー（権利者、利用者、非構成員も含めて）が既存の包括ライセンスの仕組みを受け入れ、機能していることが前提で何を Extend（拡張）するのかという点を明確にし、ステークホルダー間で合意する必要があると考える。加えて、使用料の設定、徴収方法および権利者への分配方法をどのように設計するのかという点について、利用実態の把握を十分に行った上で慎重に検討すべきであることを考えると相応の時間をかける必要があると考える。
- 非構成員と言っても、自団体・自社での管理を主張する場合も多々見受けられるため、オプトアウトを設けるなど、フリーライドを回避する対策も必要と考える。
- 著作権法は属国法であるため、ECL の施行は日本国内のみに適用されると理解するが、その場合、Multi National License のような海外を含む包括ライセンスに影響を与えないような制度としておくべきであり、日本のユーザーの特性を考慮すると、国内では許諾可だが海外では許諾不可の分は使用料を調整すべきといった議論になり、かえって権利処理を複雑化させる可能性を懸念する。
- 今後、日本で仮に拡大集中許諾制度が導入されるとすれば、分野によっては非構成員が相当数存在する可能性があり、分配の遂行が極めて困難になると想定されることから、北欧諸国のように分配されなかった使用料について一定期間経過後に一定条件で使用を認めておく必要があると考える。

６．その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

- 権利者への対価還元にあたり、職業として著作物を創作する権利者と、SNS 上で多く見られる CGM（Consumer Generated Media）の権利者の取り扱いや、非常に読者が限られる専門書と多くの読者が存在する文芸書の取り扱いなども深い議論が必要と考える。
- 著作権教育について、特に、国策として利用者の利便性を向上するような政策を実行する場合には、利用者の著作権に関する理解の向上についても国が責任をもって実行すべきと考える。日本の現状を鑑みた場合、利用者の権利を尊重する傾向が強い印象があり、新たな権利を利用者に認める場合には、「権利」と「義務」を一対として権利行使時の義務（責任）も利用者に認識してもらう必要があり、義務を果たさなかった場合のペナルティについてもしっかりと制度設計すべきと考える。
- 当協会では、企業人や教育関係者を対象とする著作権セミナーの実施を通して、企業活動や教育現場において求められる著作権コンプライアンスの普及啓発に努めている。特にここ 2 年程は DX 時代の著作権コンプライアンスをテーマとし、2020 年 11 月に実施した際には 400 名ほどの参加者があり、興味関心が高くなってきていると推察されることから、より一層、官民一体となった普及啓発が重要と思われるため、ぜひ文化庁とも連携をしたいと考えているところである。

資料２－８

ＤＸ時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：（一社）日本映画製作者連盟

１．分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】
映画製作者は映画作品の流通において業界内における著作権等の集中管理は実施しておりません。
映画ビジネスは映画製作者が当該映画の完成原版を自ら個別にコピーコントロールすることで成立しています。従いまして、業界内で著作権等を集中管理する必要はありません。

２．簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】
映画の著作権は概ね映画製作者に一元化されており、そもそもシンプルな構造です。
映画内に複合的に内在する文芸（原作・脚本）、音楽の原著作者が所属する著作権管理団体も概ね友好的で、映画作品の流通促進は順調です。

３．複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】
先述した通り、映画はそもそも著作権の構造がシンプルなので、権利処理の円滑化については、個社単位で鋭意対応しております。

４．非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】
意見はありません。

５．いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】
先ほど来、縷々ご説明しておりますが、映画ビジネスに拡大集中許諾制度は馴染まないものと思料します。

６．その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

映画のビジネスは映画製作者が完成原版を主体的にコピーコントロールしながらマルチユース（上映、その他の利用）することで成り立っており、第三者が許諾なく行う複製を原則的に禁止しています。

そのような中で、違法行為を別とすれば唯一、映画製作者がコントロールできない複製は、昔も今も変わることなく、著作権法第３０条１項を基にしたテレビの無料放送から大量に行われる私的複製であります。

権利者への対価還元の一環として、現在停止している著作権法３０条２項の私的録画補償金制度の早期運用開始を強く求めます。

ＤＸ時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人日本動画協会

１．分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】
現在のアニメビジネスは、複数の出資者より組成される製作委員会が製作・利用等に必要な資金を集めてアニメ制作会社に委託して制作したアニメ作品を、国内・海外を問わず放送・配信・ビデオグラム化（DVD や BD）・商品化等の権利を許諾する（ワンソースマルチユース）ことで収益を得ている権利許諾ビジネスである。また、アニメ制作にあたっては、原作者のほか多数の権利者が関わっているが、これらの権利者に対する利益分配も個別の契約・合意等に基づき製作委員会が行っている。
これらの状況から、アニメビジネスは集中管理には向いておらず、また権利者ごとに許諾している現状で国内外ともビジネスに大きな問題はないことから、集中管理を求める意向はない。

２．簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】
デジタル化の進展により、個人で作品を制作して発表することも可能になっているが、個人で作品制作のほかに権利許諾業務なども行うことには負担があると思われるため、アニメビジネスのような契約等による権利処理が慣行となっているものとは異なる、個人もしくは少人数クリエーターが制作するコンテンツに利用できるような集中管理であれば検討の余地はある。

３．複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】
自社が権利許諾の窓口となる作品についてデータを整備してホームページに掲載し問合せフォームを設けるなどしてスムーズにビジネスに繋げられるような取り組みを各社で進めており、先述した通り国内外ともに問題なくビジネスを進めている。

４．非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】
特に意見はなし。

５．いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】
先述した通り、アニメビジネスに拡大集中許諾制度は馴染まないと考える。

６．その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】
アニメ作品自体ならびに各種媒体のデジタル化・高画質化に伴い、無料のテレビ放送を録画あるいは DVD や BD をリッピングするなどして動画投稿サイトに違法アップロードする行為は、関係者による様々な対応にも関わらず現在もアニメビジネスに依然として深刻な影響を及ぼしており、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）など民間で権利侵害対応を行っている団体へのさらなる支援を希望する。